

## 保険パック for RS26 Powered by BrainOS 利用規約

### 第1条 保険パック for RS26 Powered by BrainOS 利用規約の適用

1. ソフトバンクロボティクス株式会社（以下「SBR」といいます。）は、本規約の定めに基づき、本サービスの申込みを希望する者（以下「申込者」といいます。）に保険パック for RS26 Powered by BrainOS（以下「本サービス」といいます。）を提供します。
2. 本サービスは、本規約の定めに基づきソフトバンク株式会社（以下「SB」といいます。）が販売する RS26 powered by BrainOS 本体及び BrainOS 5年間利用権（以下「本件基本プラン」といいます。）の契約者のみを対象として、提供されるものとします（当該本件基本プランに関する契約を以下「本件基本プラン利用契約」といいます。）。
3. 本サービスの利用権は、SB が販売するものとします。

### 第2条 本サービスへの申込みの承諾と本サービスの資格の取得

1. 申込者は、新規の本件基本プランの申込みと同時にのみ、SB に対し、SB 所定の方法で申し込みを行うことができるものとします。ただし、SBR が認めるときに限り中途での申し込みを認めるものとします。
2. SBR は、申込者が、次の(1)乃至(5)に定める全ての条件を満たした場合にのみ、申込者の申込みに対する承諾をするものとします。
  - (1) 日本国内において設立された法人（SB が特に認めた団体を含みます。）であること
  - (2) SB に提出された SB 所定の契約申込書及び SB が別途定める提出書類に記載漏れ、誤記、虚偽又は事実と反する記載がないこと
  - (3) SB の与信基準を満たした申込者からの申込みであること
  - (4) 申込者が SB と契約を締結している他の電気通信サービスの利用において、本契約又はその他のサービス契約約款の規定に現に違反しておらず、又は違反するおそれがないと SB が判断したこと
  - (5) 法人確認ができた申込者であることなお、法人確認とは、SB が別に定める方法により、申込者情報（申込者の名称（商号）及び本店又は主たる事務所の所在地等の申込者を特定する情報をいいます。）の確認を行うことをいいます。
3. 本サービス契約の申込みを承諾するために必要な機器の新設、改造、修理又は保守が SBR の業務の遂行上又は技術上著しく支障があると認められる場合は、当該申込みを承諾しないことがあります。
4. SBR は、上記2項に定める条件を満たしていない申込みであることが事後に判明し又は事後に条件を満たさなくなった申込みに基づき締結された本サービス契約につき、本サービス提供の義務を免れ、かつ本サービス契約を解除することができるものとします。但し、この場合、SBR は、契約者から受領済みの本サービスの利用料等の返還義務を一切負わないものとします。
5. 本サービス契約は、SB 所定の申込み書を SBR が受領したときに成立するものとします（以下 SB が承諾した申込者を「契約者」といいます。）。
6. RS26 powered by BrainOS 本体（充電器を含み、以下同様とします。）1台ごとに1つの本サービス契約が成立するものとします。

### 第3条 本サービスの提供範囲

2. 保守サービスの提供範囲は、別紙1「本契約内容および適用条件」に定める通りとします。
3. 本サービスは、本サービスの提供期間中において、本サービス提供対象の RS26 powered by BrainOS にかかる修理が発生した場合の修理費を全額割引するサービスです。次の各号に該当する事由に起因する不具合については保守サービスの提供範囲の対象外となります。
  - (1) 本製品の保証書において保証規定の対象外として規定されている事由
  - (2) バッテリー、チャージャーおよび消耗品（別紙2参照）の交換または修理等
  - (3) 契約者が、交換修理に関する情報および物品を、SBR の求めに対して提供しない場合
  - (4) その他契約者の責に帰すべき事由での故障及び再修理

### 第4条 利用料

1. 本サービスの利用料は、次条1項に定める登録日の属する月の翌月1日から発生します。

### 第5条 本サービスの提供期間

1. 本サービスの提供期間は、登録日に開始し、登録日の属する月の1日から起算し、本件基本プラン利用契約の終了日をもって終了します。
2. 申込み日により、登録日が本件基本プランのサービスの提供開始日の前月になることがあります。

### 第6条 解約手続

1. 契約者が前条に定める提供期間の中途において本サービスを解約する場合、SB 所定の方法に従い、SB 所定の方法で通知するものとします。
2. 上記1項の通知があった場合、通知を受け SBR にて承諾した日をもって本サービスの提供を終了します。本契約のサービスの利用料を月額で支払っている契約者が解約した場合、当該契約者は契約の残存期間の利用料の50%に相当する額を SBR に違約金として支払うものとする。
3. 本サービスの終了時点で存在する一切の債務については、本規約終了時においても、その債務が履行されるまで消滅しないものとします。

### 第7条 利用料等の支払い

契約者は、SB からの請求書に定める期日及び方法に従い、本サービスの利用料を支払うものとします。また、支払いに要する費用は、契約者が負担するものとします。

### 第8条 遅延損害金

1. 契約者は、利用料等その他の債務について支払期日を経過してもなお支払いをしない場合、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの期間について年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、前項に従って SBR に対して支払うものとします。
2. 前項の場合、本サービスの利用を停止することがあります。遅延損害金を含む料金のお支払を確認後、サービスは再開されます。

## **第9条 規約の変更、承認**

SBR は、本規約の内容を契約者に通知することなく変更することがあります。この場合には、提供条件は変更後の本規約が適用されます。

(2019年11月1日制定実施)

以上

## 別紙 1

— 本契約の内容および適用条件 —

### 修理サービス

ソフトバンクロボティクス（以下 **SBR** といいます。）が提供する方法で修理の受け付けを行います。

修理の受付及び実施日は平日午前9時から午後6時（土・日・祝および年末年始を除く）とします。

第3条（保守サービスの提供範囲）第2項の規定に該当しない故障が発生した場合、修理費用（交通費等を含む）および修理パーツ費用は無償となります。現地での修理が困難と **SBR** が判断した場合、機体を **SBR** に引き揚げての修理を行います。その場合、修理期間に代替機を提供します。なお、代替機の配送日については協議し決定するものとします。

### 定期点検サービス

契約者は、年に1回まで **SBR** が指定する方法で **SBR** に対して定期点検を依頼することができます。

定期点検の実施日は平日午前9時から午後6時（土・日・祝および年末年始を除く）とします。

契約期間中、定期点検の実施が年1回に満たない場合でも、第4条に定める保守サービスの利用料は減額されません。

定期点検は現地にてあらかじめ **SBR** が決めた定期点検の内容に沿って動作、機能等が正常な状態であることを確認し、必要に応じて部品の修補・交換を行います。ただし、第3条（本サービスの提供範囲）第2項に定める事由に起因する修理等については、別途有償での対応とします。

## 別紙 2

## 消耗品一覧

パーツ番号	商品名	商品名 (英語)
8311531	リアブレード (LINATEX)	REAR BLADE, LINATEX, RS26
8311534	フロントブレード (LINATEX)	FRONT BLADE, LINATEX, RS26
9050013	ブラシ (13 インチ)	BRUSH, 13 INCH, RS26
8310365	サイドスカートブレード (LINATEX)	BLADE, SIDE SKIRT, LINATEX
8310240	バキュームホース (新型)	VACUUM HOSE
8310122	ストレーナー	STRAINER
8310237	ダストフィルター	FILTER, DUST
8311358	スカート	SKIRT, RS26
8310366	サイドスカートブレード (ウレタン)	BLADE, SIDE SKIRT, PU (OPTION)
8311541	リアブレード(ウレタン)	REAR BLADE, PU, RS26, OPTION
8311544	フロントブレード(ウレタン)	FRONT BLADE, PU, R26 OPTION
8350167	フロントブラシ	Brush Strip
8311663	サイドブラシ (左右 2 個必要)	Brush Strip
9040013	パッドホルダー	PAD DRIVER
8350040K	ホームロケーションコード	HOME LOCATION PACK
442-00284-01	電源キー (1 本)	SPARE KEY
8310138	警告灯	WARNING LIGHT
8350615	ブレーキ解除ウェッジ	EMERGENCY BRAKE RELEASE LEVER